

年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せについて

- I 突合せに係る課題について
- II 突合せ事業の実施状況について

平成23年7月12日
日本年金機構

I 突合せに係る課題について

1. 審査基準の効率化について

(厚生年金・船員保険) 種別コードの見直しについて

(1) 問題の所在

厚生年金に係る紙台帳等とコンピュータ記録の突合せは、「記録年月日」「標報」「種別（性別、坑内員、4種被保険者、基金）」の3項目に対して行っているが、別途突合せを実施している「基金」表示を除き、「種別」の審査において年金額に影響を与える相違は、「坑内員」であるかどうかの点である。他方、紙台帳検索システムへの審査結果の入力に当たっては、各記録ごとに「記録年月日」「標報」「種別」のうちいずれかでも不一致があれば、その事跡を入力することとなっており、審査の効率の点で課題となっている。

(2) 対応案

既に裁定により性別等の情報が確認されている受給者に係る「種別」の審査においては、給付額に影響がある「坑内員」と「坑内員以外」の審査のみ行い、それ以外については審査対象外としてはどうか。

これにより、「種別」の審査に要する時間が短縮されるとともに、結果として、標準報酬や資格年月日等、給付に影響する項目に係る突合せ結果の事跡を正確に残すことが可能となる。

※船員保険についても、同様に給付額に影響がある種別のみ審査を実施する。

(国民年金) 年度完納記録のコードの簡略化について

国民年金に係る紙台帳等とコンピュータ記録の突合せでは、各年度ごとに、納付、付加納付、免除等の記録の月数を確認することにより実施している。そして、市町村の国民年金記録は過年度納付等が必ずしも反映されていないことから、コンピュータ記録の納付月数が紙台帳等に記載する納付月数より多い場合は、みなし一致として第1次審査で終了している。

ある年度について完納(※)となっているコンピュータ記録は、常に紙台帳等の納付月数以上となることから、審査の効率化の観点から、紙台帳の記載を確認することなく、みなし一致とすることとしてはどうか。

(※) 具体的には、昭和44年度以前において、12月納付となっているコンピュータ記録又は昭和45年以後において12月付加納付となっているコンピュータ記録である。

2. (厚生年金・船員保険) 記載省略をしている紙台帳の記載の取扱いについて

厚生年金被保険者名簿の連名簿では、資格取得や標準報酬改定など、複数の被保険者について一度に行われる場合に、取得年月日や喪失年月日、標報改定年月日欄の記載を省略しているケースがある。

(具体例1：1つ上の段の記載と同じものとして、「〃」を付しているケース)

「〃」については、現行のマニュアルにおいて、上の段と同じ記載と考えて突合せを実施する旨、マニュアルに位置付けているところ。

もっとも、各拠点における突合せの中で、「〃」の上段の記載が訂正されているケースがあり、誤った突合せにつながるケースが確認された。

(対応案)

「〃」について上段の記載に基づき判読することを基本としつつ、上段の記載が訂正されている場合については、誤った突合せを避けるために、ご本人から申出のあったケースを除いては、事跡を残して一致とみなし、突合せの対象外とすることとしてはどうか。

(具体例2：「〃」の記号も含め、日付に係る記載を一切省略しているケース)

この場合、①上欄の記載と同様とするケースのほか、②法改正や定時決定など、定例的に行われる改定日付を省略しているケースがあり、①と②は場合により矛盾することとなる。

(対応案)

空欄については、記入者の意思が必ずしも明確でなく、一律のルールを定めることが困難であることから、誤った突合せを避けるために、ご本人から申出のあったケースを除いては、事跡を残して一致とみなし、突合せの対象外とすることとしてはどうか。

(具体例3：法改正による標準報酬の改定記録について特殊な記号を用いて詳細の記載を省略しているケース)

標準報酬については、昭和29年以降、上限額の引き上げ等累次の改正が行われているが、法改正前の標報上限額を超える報酬を得ていた者については、法改正による標報上限額の見直しが行われた際、当該時点で事業主からの届出なく標報改定が行われることとなっている。

紙台帳上、法改正による標報改定の記録について、年金事務所によって独自の記載を行っているケースがあり、従来は、紙台帳の標準報酬記載欄に「〇〇年〇月法改正」「法改」の印のある箇所について突合せを実施してきたが、突合せ作業を進める中で、紙台帳上部に印がなされ、太線により時期が明示されている事例が発見されたところであり、その判読と取扱いが問題となる。

(対応案)

紙台帳において、法改正による改定が行われていることが紙台帳等上明記されている場合については、当該時期に法改正による改定が行われたと考え、突合せを実施する。

Ⅱ 突合せ事業の実施状況について

突合せ事業の進捗状況（平成23年5月末）

○審査結果

	65歳未満	65歳以上75歳未満	75歳以上	合計
審査開始件数	1,471,431人	4,120,299人	5,172,532人	10,764,262人
審査終了件数 (括弧内は受託事業者終了までの件数。)	444,287人 (1,119,365人)	1,280,948人 (2,889,077人)	2,290,030人 (3,982,351人)	4,015,265人 (7,990,793人)
一致件数 (括弧内は受託事業者終了までの件数。)	443,298人 (1,093,548人)	1,270,217人 (2,720,461人)	2,270,940人 (3,772,496人)	3,984,455人 (7,586,505人)
不一致件数 (括弧内は受託事業者終了までの件数。)	989人 (25,817人)	10,731人 (168,616人)	19,090人 (209,855人)	30,810人 (404,288人)
職員確認済み件数のうちコンピュータ記録との不一致件数	963人	10,571人	17,561人	29,095人
職員確認済み件数のうち新規記録判明件数	26人	160人	1,529人	1,715人

○年金回復見込額

	65歳未満	65歳以上75歳未満	75歳以上	合計
年金回復見込額累計(年額)	349.2万円	4,956.6万円	22,653.5万円	27,959.2万円
年金回復見込額が増額となる受給者等の人数	541人	8,177人	15,083人	23,801人
増額となった者1人当たり平均(年額)	6.5千円	6.1千円	15.0千円	11.7千円

○ご本人への通知発送状況

	65歳未満	65歳以上75歳未満	75歳以上	合計
記録訂正に係る通知発送件数	684件	8,071件	14,100件	22,855件
うち、ご本人からの回答件数	134件	2,868件	5,248件	8,250件
記録判明に係る通知発送件数	22件	103件	861件	986件
うち、ご本人からの回答件数	10件	54件	427件	491件

注1) 突合せ作業は、年齢の高い受給者の方から順次、お一人お一人に紐付いた紙台帳等の突合せを行っており、進捗状況は人数ベースで把握している。

注2) 審査結果の人数については、複数の年金を受給されている方等について、一部重複して計上されている。

注3) 審査対象者の年齢は、平成22年10月1日時点での年齢である。

注4) 不一致の案件はご本人に通知し確認をお願いした上で記録補正の可否を判断することから、最終的な結果ではないことに留意が必要である。